

り、所要時間と最終的なコストの削減につながっている。
2.証言録取
アル前に証人又は当事者から生の証言を得る手続きであり、規則28条、30条及び31条に規定がある。証言録取は、証人又は当事者は、宣誓のうえ、証言を記録化する速記官の面前で、出頭し、証言すること求められる。証人の場合は、一方の当事者は、相手方当事者に対して、契約違反に関連する特定の事実の自白を求めることができる。

3.質問書
各当事者は、規則33条に基づき、質問書を提出することができる。各当事者は、相手方当事者に対して、質問書を送付し、主張又は事実の裏付けに使用する予定の全ての証拠の特定を求めることができない。例えば、契約上の紛争の場合、原告は「もし被告は原告に対する支払義務がないと主張するのであれば、その事実上又は法律上の根拠を詳細に述べよ」というような質問書を提出することができる。

4.自白要求
各当事者は、規則36条に基づき、相手方当事者に対して一定の事実を認めるか否認するかを問う自白要求を提出することができる。トリアアル前に訴訟に

5.召喚状
各当事者は、規則45条に基づき、第三者からの書面の提出及び証言等を求めることができない。証人の弾効のために使用されたり、証人がトリアアルで証言できない場合に証言の代わりに提供されることがある。

6.証拠開示
各当事者は、規則36条に基づき、相手方当事者に対して、契約違反に関連する特定の事実の自白を求めることができる。トリアアル前に訴訟に

7.証拠開示
各当事者は、規則36条に基づき、相手方当事者に対して、契約違反に関連する特定の事実の自白を求めることができる。トリアアル前に訴訟に

8.証拠開示
各当事者は、規則36条に基づき、相手方当事者に対して、契約違反に関連する特定の事実の自白を求めることができる。トリアアル前に訴訟に

9.証拠開示
各当事者は、規則36条に基づき、相手方当事者に対して、契約違反に関連する特定の事実の自白を求めることができる。トリアアル前に訴訟に

10.証拠開示
各当事者は、規則36条に基づき、相手方当事者に対して、契約違反に関連する特定の事実の自白を求めることができる。トリアアル前に訴訟に

11.証拠開示
各当事者は、規則36条に基づき、相手方当事者に対して、契約違反に関連する特定の事実の自白を求めることができる。トリアアル前に訴訟に

12.証拠開示
各当事者は、規則36条に基づき、相手方当事者に対して、契約違反に関連する特定の事実の自白を求めることができる。トリアアル前に訴訟に

13.証拠開示
各当事者は、規則36条に基づき、相手方当事者に対して、契約違反に関連する特定の事実の自白を求めることができる。トリアアル前に訴訟に

14.証拠開示
各当事者は、規則36条に基づき、相手方当事者に対して、契約違反に関連する特定の事実の自白を求めることができる。トリアアル前に訴訟に

15.証拠開示
各当事者は、規則36条に基づき、相手方当事者に対して、契約違反に関連する特定の事実の自白を求めることができる。トリアアル前に訴訟に

鳥松 紀州備長炭 焼きのこだわり。創業以来受け継ぐ秘伝のたれ

1425 W. Artesia Blvd., #28 Gardena, CA 90248
310-538-5764 www.torimatsu.com

HRM PARTNERS HRM Partners, Inc. エイチ・アール・エム・パートナーズ

組織開発・人事労務管理 エキスパート

Los Angeles (310) 543-8700 San Francisco (650) 616-4064 New York (212) 878-6683 Chicago (847) 276-3675

https://hrm-partners.com